

第22回 定例総会議事録

1. 日 時 令和5年1月13日（金）午後2時30分招集

2. 場 所 市役所本庁舎8階 大会議室

3. 出席委員

14名

1番 朝来野 清      2番 阿部 清      3番 大野 功二  
4番 平山 孝行      5番 得丸 芳昭      6番 齊藤 耕一  
7番 秋吉 和行      8番 加藤 隆生      9番 齊木 清範  
10番 長尾 栄作      11番 脇 文夫      12番 筒井 昌一  
13番 二宮 ナミ子      14番 中園 公雄

4. 欠席委員

0名

なし

5. 事務局

事務局職員 4名

事務局

ただいまより第22回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。

朝来野会長

（あいさつ）

事務局

それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長

それでは、第22回定例総会を開会いたします。

本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。

次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

委員一同	異議なし
議長	<p>それでは、議事録署名委員に4番平山委員さん、11番脇委員さん、書記は事務局の今田さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請についてです。1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立野津原中学校より西へ約800m圏内に点在した農地であり、現地の1筆はビワ、クリ、ユズが栽培され、1筆は一部にネギが栽培され全体的に保全管理の状態、その他は耕起されてきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻、クリを栽培予定です。農機具は耕運機、草刈機を3台、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は3条同時申請分を差し引いて約60a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立野津原中学校より西へ約1km に位置した</p>

	<p>農地であり、現地は耕起されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は耕運機、草刈機を3台、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台借用予定です。なお、契約成立後の経営面積は約65a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、2ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番齊木委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野中学校より南西へ約1.8km の距離に点在した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地で水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、耕運機、軽トラックを各1台所有、借用している田植機1台を購入予定です。なお、契約成立後の経営面積は由布市農業委員会の耕作証明面積と併せて約146a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議

	<p>会での意見を報告してください。</p>
9番齊木委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立竹中小学校より西へ約800mの位置に点在した農地であり、3筆はキウイ、スモモが栽培され、3筆は稲刈り後の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地で果樹、水稻を栽培予定です。農機具は、耕運機を3台、トラクター、乾燥機、軽トラックを各2台、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約484a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ3ページ 3番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南市民センターより北西へ約600mの距離に位置した農地であり、現地は露地野菜が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地で露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、耕運機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約82a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

委員一同	ありません。
議長	なければ4ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校から南東へ約1.6kmの距離に位置した農地であり、現地は膝丈程度の雑草が生えていました。なお、申請地は空き家に付属した農地として指定済みです。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてトマトを栽培予定です。農機具は鋤を2本導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ5ページ 農地法第5条許可申請 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立大分東高等学校の南西約1kmに位置する農地であり、現地は既に宅地への進入路として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、宅地への進入路として利用するものであり、土地所有権確認請求控訴事件の判決確定に基づき農地法第5条の申請を行うものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。</p>

	<p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条申請は許可することとし、農地法第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、6ページ 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
12番筒井委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、亀の井自動車学校より南西へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地は小麦が栽培されていました。利用権の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地において小麦、野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、刈払い機を各2台、苗植付け機、草刈機（トラクター用）を各1台所有、コンバインを1台借用しています。利用権設定後の経営面積は約118aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

委員一同	ありません。
議長	なければ、第2号議案について採決します。 第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第2号議案は承認します。 次に、7ページ 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。 1番 基盤強化促進法での所有権移転について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番得丸委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立川添小学校より南西へ約1.5kmの距離に位置した農地であり、現地は野菜が栽培されていました。所有権移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地では野菜を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、管理機を2台、トラクターを1台所有しています。所有権移転後の経営面積は約86aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ8ページ 利用権設定 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番協委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報

	<p>告です。申請地は、井野辺病院より北西へ約1km 圏内に点在する農地であり、1筆は草が生えており、1筆は稲刈り後、3筆は保全管理の状態であり、6筆はハウスが建っていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地において二ヲを栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクターを1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約65a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ9ページ 2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより南西へ約2km の距離に位置する農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は軽トラック、草刈機を各2台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約93a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。



議長	なければ3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。利用権設定を受ける会社は、幼稚園、保育園を大分、別府で8か所経営している会社です。現地調査報告です。申請地は、大分職業訓練センターより北西へ約200mの距離に位置する農地であり、現地は耕起された状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地において露地野菜を栽培予定で、園児の収穫体験、収穫した物を給食で消費するとのこと。農機具は草刈機を3台、耕運機、噴霧器を各2台所有しています。利用権設定後の経営面積は約41aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ10ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校より南東へ約500mの距離に点在した農地であり、現地は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地では水稲と露地野菜を栽培します。農機具はトラクター、コンバイン、耕運機、草刈機を各1台借用しています。利用権設定後の経営面積は約34aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意</p>

	見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番齊木委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野小学校より南東へ約500mの距離に点在した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稻を栽培します。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約164a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ11ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より北西へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地ではジャガイモ、サトイモ等の露地野菜を栽培します。農機具は草刈機を4台、トラクター、</p>

	<p>耕運機、畝立て機、管理機、軽トラックを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約53a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ次の12ページからは再設定ですので、説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>12ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利内容は現在と同内容の使用貸借権ですが、期間は5年間から3年間に変更となります。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在と同内容での再設定です。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。こちらも現在と同内容での再設定です。</p> <p>4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。こちらも現在と同内容での再設定です。</p> <p>13ページ 5番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在と同内容での再設定です。</p> <p>6番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利、期間については現在と同内容での権利設定ですが、賃借料が米60kgから30kgに減量しての再設定です。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

委員一同	ありません。
議長	なければ、第3号議案について採決します。 第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第3号議案は承認します。 次に、14ページ 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議を行います。 説明は事務局からお願いします。
事務局	14ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、山中地区に位置した農地であり、現地は草が生えていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約1,399a となります。 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、本町、矢ノ原、太田区に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦、大豆を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約1,336a となります。 15ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、尾津留地区に位置した農地であり、現地は耕起されてきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にピーマンを栽培する農業者で、契約成立後の経営面積は約28a となります。

<p>議長</p> <p>委員一同</p>	<p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、楠木生地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培する農業者で、契約成立後の経営面積は約197a となります。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上冬田地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦、白ネギを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約475a となります。</p> <p>16ページです。まだ配分先が決定しておらず、大分県農業農村振興公社が中間保有し管理するという案件です。</p> <p>1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、宮尾地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業により大分県農業振興公社が借り受け、配分計画が確定するまで中間保有します。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、宮尾地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業により大分県農業農村振興公社が借り受け、配分計画が確定するまで中間保有します。</p> <p>こちらの1番、2番の案件は今年の10月頃に配分先が決まる予定です。それぞれの案件について植田・野津原、大南地区の地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p> <p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>ありません。</p>
-----------------------	--

議長	<p>なければ、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をを願します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次に17ページ 第5号議案 非農地証明願 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>17ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1945年から耕作放棄により原野化及び石垣として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立賀来小中学校より西へ1 km に位置した農地であり、1筆は原野化しており、1筆は石垣として利用され面積も矮小であることから農地として復元しても利用することができないと見込まれます。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ2番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1973年頃から耕作放棄により山林化及び宅地への進入路として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立横瀬小学校より東へ約300mに位置した農地であり、現地は山林及び宅地への進入路となっていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見で</p>

	した。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ3番について、事務局より報告してください。
事務局	<p>3番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1989年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立賀来小中学校より西へ約1km に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ18ページ 1番について、事務局より報告してください。
事務局	<p>18ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1993年頃から県道の一部として利用、2020年頃より耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野中学校より南西へ約1.1km に点在した農地であり、2筆は原野化し、その他は県道の一部として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、事務局より報告してください。
事務局	<p>2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2002年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立竹中小学校より北西へ約600mに位置した農地であり、現地は原野化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ3番について、事務局より報告してください。
事務局	<p>3番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1916年頃から宅地として利用しているとのことです。。現地調査報告です。申請地は、大分市河原内くすのきホールより南東へ約150mに位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ19ページ 1番について、事務局より報告してください。



事務局	<p>19ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1994年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南東へ約1.6km 圏内に点在する農地であり、現地は原野化していました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ20ページ 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>20ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1985年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立八幡小学校より西へ約2km に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ2番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1990年頃から管理地への進入路として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立大分西中学校より南西へ約1.6km</p>

	<p>に位置した農地で、現地は管理地への進入路として利用されており、面積が矮小であることから農地として復元しても利用できないと見込まれました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第5号議案について採決します。</p> <p>第5号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、21ページ 第6号議案 空き家に付属した農地指定の解除 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>21ページ 1番です。土地の表示、所有者等については議案の通りです。こちらは令和4年12月9日の定例総会において空き家に付属した農地に指定された農地です。解除の理由です。今回の議案 4ページ 1番の案件で、当該農地に付随する空き家を取得する者が譲受人となる農地法第3条許可申請がなされており、先ほど審議され許可となりましたので、空き家に付属した農地指定を解除したいと考えております。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、解除相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

委員一同	ありません。
議長	なければ、第6号議案について採決します。 第6号議案について、指定解除することに賛成の方へ挙手をお願いします。  (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第6号議案は空き家に付属した農地指定を解除することとします。 次の、22ページからの 第7号議案 報告事項について、事務局より報告してください。
事務局	22ページから24ページです。農地法第3条の3届出で、相続もしくは時効取得により農地を取得したという届出が、合計で6件出ています。 25ページ、26ページです。農地法第4条第1項第8号届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で12件出ています。 27ページから32ページにかけてです。農地法第5条第1項第7号届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で64件出ています。 最後は33ページ 34ページです。農地法第18条第6項通知で、それぞれ中間管理権、利用権において双方合意での解約の通知が、合計で7件出ています。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。

<p>事務局</p>	<p>年間行事計画のなかで、3月3日に定期総会がありますが、この総会の開催の是非について協議をお願いします。</p> <p>まず定期総会の位置づけについてご説明します。推進委員の制度が始まるまでは、農業委員36名で農業委員会を組織しており、そのうち半数の16名と16名で、農地部会と農政部会を構成していました。議案についての審議を農地部会で行い、「農業委員会だより」「視察研修」などは農政部会で取り扱い、3年任期、1年6か月ごとの入れ替えで運営していました。これまで3月に定期総会を開催していた理由としては、農業委員会の活動目標、実績評価などの審議を3月に全員により行う必要があったためです。現在は全農業委員さんが参加で定例総会が毎月行われており、そのなかで必要な協議事項等の審議が行われていますので、定期総会を開催する意味合いがないのが現状です。よって今年度も特に議案がない状態です。</p> <p>来年については、3月9日に農業委員、推進委委員の任期が満了となりますので、3月10日には総会を開いて、退任者の感謝状贈呈、市長による農業委員任命式、その後に新農業委員による総会を開催し、役員決め、推進員の候補者の決定、農業委員よりその委嘱を行いますので、定期総会を開催する必要があります。</p> <p>今年度は特に議案にないことに加え、コロナ禍での開催を不安視する声もありますので、事務局としては中止してはどうだろうかと考えていますので、この場で協議していただければと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの事務局からの説明について、何か質問・意見はありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>ありません。</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、採決します。</p> <p>今年度の3月3日の定期総会について中止することに賛成の方は挙手をお</p>

議長	<p>願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、今年度の定期総会は中止とします。 他に何かありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。</p> <p>これで第22回定例総会を閉会します。</p>